

入団申込書

合唱団あさざり規約の趣旨に同意し、入団を申し込みます。

フリガナ			
氏名			
フリガナ			
住所	〒		
性別	男・女	生年月日	
自宅・携帯電話		FAX	
Eメール		希望パート	S・A・T・B
合唱活動歴			

<p>合唱団あさざり規約</p> <p>(名称) 第1条 この団体は、「合唱団あさざり（以下団という）」と称する。 (事務局) 第2条 この団の事務局は、公益財団法人都市文化振興財団内に置く。 (目的) 第3条 この団は、都城市総合文化ホールを活動の拠点とし、合唱を通して自己の研鑽に努め、ホール附属合唱団として地域の音楽文化の発展に寄与することを目的とする。 (活動) 第4条 この団は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。 (1) この団が行う活動、行事等についての検討及び情報の交換等のための役員会の開催 (2) 例会（月1回）、特別例会の実施等 (3) ホール自主事業及び地域各団体が実施する音楽行事への参加 (4) その他第3条の目的を達成するために必要なこと (団員の義務) 第5条 すべての団員は、この団の目的に賛同し、向上心を持って意欲的に練習に取り組み、団の行事に積極的に参加しなければならない。 2 この団に入る人、又は休・退団する人は、その旨を事務局に届け出る。 3 すべての団員は、当規約を遵守しなければならない。 (役員) 第6条 この団に次の役員を置く。 (1) 団長 1人 (2) 副団長 1人 (3) 正指揮者 1人 (4) 副指揮者 1人 (5) 伴奏者 1人 (6) 事務局 2人 (7) その他役員会が定めた役員 2 役員は総会において選出するものとする。</p>	<p>(総会) 第7条 この団の総会は年1回、臨時総会は必要に応じ、団長が招集する。 2 総会は、団員の半数以上により成立するものとする。 3 総会の議決は、出席者の半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。 (役員会) 第8条 役員会は、第6条の役員によって構成され、団長が随時招集する。 2 役員会は、役員以外の団員の出席を妨げない。 3 役員会で議決された案件は、必要に応じて総会に諮る。 (団費等) 第9条 団員は、団費六千円（年間）及び負担金（随時）を納入しなければならない。 2 前項の団費、負担金の額及び納付方法等については、役員会で決定する。 3 団員が休・退団した場合、徴収済みの団費等については、返還しないものとする。 (予算及び決算) 第10条 この団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。予算及び決算は、総会にて報告し、その承認を得るものとする。 (その他) 第11条 この規約にない事項については、役員会の決議をもって別に定める。</p> <p>附則 この規約は、平成26年4月1日から施行する。 平成26年4月1日制定</p>
---	--

保護者同意書

中高生の入団には、親権者の同意が必要です。
活動内容等を十分にご理解頂き、下記に自筆署名・捺印の上、ご提出下さい。

※留意事項

- ・天災等の不慮の事故や活動中の事故については、ホールの活動保険の範囲内で対応します。
- ・夜間の活動参加は、保護者が責任を持って参加させて下さい。
- ・活動場所への送迎は、保護者の責任で行って下さい。

入団者氏名	
保護者氏名	印